

# 一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

2022年度～2031年度

案

2022年3月

佐世保市

## もくじ

### 第1章 策定の趣旨及び基本的考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
	(1) 他計画等との関係	
	(2) 計画対象区域	
	(3) 計画の範囲	
	(4) 計画目標年度及び中間見直し年度	
3	ごみ処理の現況	3
4	ごみ処理におけるこれまでの成果と課題	6
5	計画の基本的な考え方	8
	(1) 計画のテーマ	
	(2) 基本方針	
	(3) 各主体の責務及び役割	

### 第2章 計画の指標及び目標値

1	ごみ処理の見込量	10
2	計画目標	10
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 指標及び目標値	

### 第3章 排出抑制

1	排出抑制の考え方	12
2	排出抑制の施策	12
	(1) 資源物の分別排出の徹底	
	(2) 家庭系ごみの2段階有料化制度の検討	
	(3) 事業系ごみ対策	
	(4) 環境教育・環境学習の推進	
	(5) 食品ロスの削減	

### 第4章 分別収集

1	分別収集の考え方	15
2	分別して排出するごみの種類と分別区分	16
3	市が処理しないごみ	16
	(1) 市が収集及び処分しないごみ（処理除外物）	
	(2) 市が収集しないごみ	

## 第5章 ごみの適正処理

1 収集運搬計画	17
(1) 市の収集運搬の体制	
(2) 市が収集しないごみの処理方法	
(3) ごみステーションの整備及び適正排出の指導	
(4) ごみステーションへの排出困難者の対策	
2 中間処理計画	20
(1) 中間処理施設の概要	
(2) ごみの適正処理	
(3) 運転効率の最適化	
3 宇久地区のごみの一時保管	20
(1) 保管施設	
4 再生利用計画	21
(1) 資源化施設の概要	
(2) 循環利用に適した処理	
(3) リユースの推進	
(4) ごみ発電	
(5) 家電等のリサイクル推進	
(6) 焼却灰のセメント原料化によるリサイクル	
(7) 小型家電のリサイクル推進と二次電池の適正な排出の周知	
(8) 他市町からのごみの持込み	
5 最終処分計画	23
(1) 最終処分場の概要	
(2) 今後の方針	

## 第6章 ごみ処理施設の整備

1 処理施設の種類ごとの整備	24
(1) 焼却施設	
(2) 保管施設	
(3) 破碎施設	
(4) 資源化施設	
(5) 最終処分場関係施設	

## 第7章 その他ごみ処理に関する必要な事項

1 佐世保市環境政策審議会による進捗管理	25
2 緊急時対策	25
(1) 災害廃棄物対策	
(2) 海岸漂着物対策	
3 不適正処理及び不法投棄対策	26
4 計画に基づく施策の方向性	26

## 第1章 策定の趣旨及び基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）第6条の規定により、市に策定を義務付けられた、その区域内の一般廃棄物の処理に関する内容のうち、長期的視点に立った、10年間（2022(令和4)～2031(令和13)年度)のごみ処理について基本的な事項を定めるものです。

### 2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されています。

この計画は、収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでのごみ処理全体に関する基本計画です。

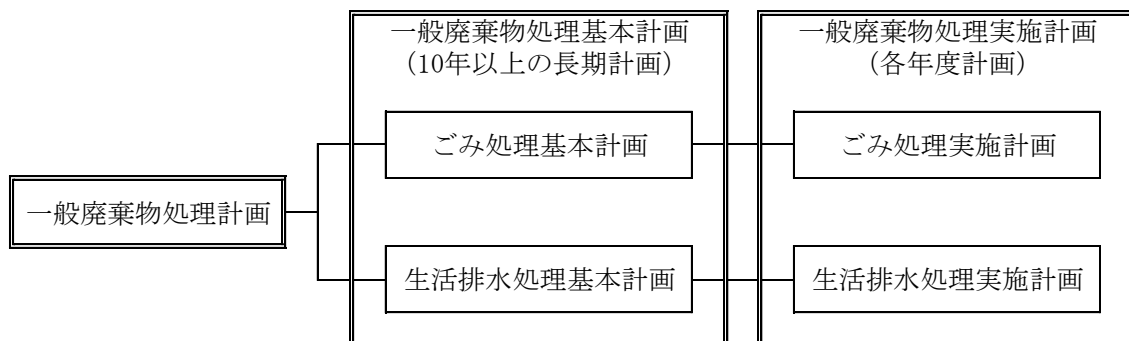


図1 一般廃棄物処理計画の構成

この計画について、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行っていきます。

#### (1) 他計画等との関係

この計画は、廃棄物処理に係る法令のほか、佐世保市総合計画に即し、佐世保市環境基本条例に基づく「佐世保市環境基本計画」と整合を図って策定します。それぞれの関係性は、次の図に示すとおりです。

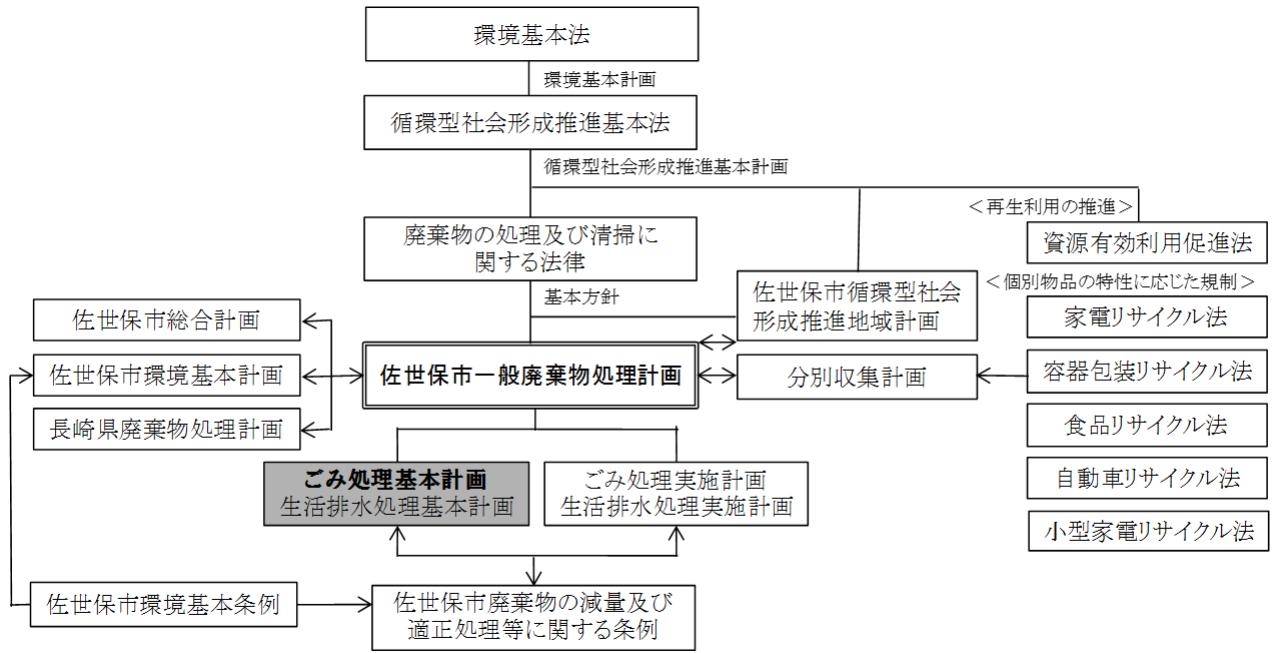


図2 他計画等との関係

## (2) 計画対象区域

この計画の対象区域は、2022年3月末現在の佐世保市全域とします。

図3 佐世保市行政区域



(3) 計画の範囲

この計画の対象となるのは、佐世保市内で発生するすべての一般廃棄物（ごみ）です。また、できるだけごみとして排出されないようにする方法についても対象とします。

(4) 計画目標年度及び中間見直し年度

ごみ処理基本計画は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度の10年間で計画期間とします。廃棄物処理に関する法制度や社会経済情勢、技術革新等を踏まえつつ、2027（令和9）年度を中間見直し年度とします。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととします。

計画の期間	: 2022（令和4）～2031（令和13）年度
計画目標年度	: 2031（令和13）年度
中間見直し年度	: 2027（令和9）年度

3 ごみ処理の現況

国・地方を挙げた循環型社会の形成への取組が広まり、本市でも循環型社会の形成を目指した「4 R（注）」の取組を推進し、ごみ排出量の削減などに努めてきました。

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、だれもが積極的に「4 R」に取り組み、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指して、次の基本方針に沿って、市民、事業者及び行政のそれぞれが適切な役割分担の下、相互に連携・協働し、様々な施策を展開してきました。

- ①ごみの排出抑制と減量化の推進（リフューズ、リデュースの推進）
- ②適正な循環利用と処理の推進（リユース・リサイクルの推進）
- ③総合的なごみ処理システムの点検・評価

注：4 R   ごみになるものを断る（Refuse:リフューズ）  
 ごみになるものを減らす（Reduce:リデュース）  
 ものをそのまま再使用する（Reuse:リユース）  
 原材料に戻して再生利用する（Recycle:リサイクル）

その結果、人口一人当たりのごみ排出量は2000（平成12）年度をピークに概ね減少傾向が続いていました。

しかし、2020（令和2）年度は、2016（平成28）と比較して、ごみの排出量は約3.8%減少しましたが、1人1日平均排出量については、同期間において約0.2%増加しており、令和元年度から増加傾向となっています。

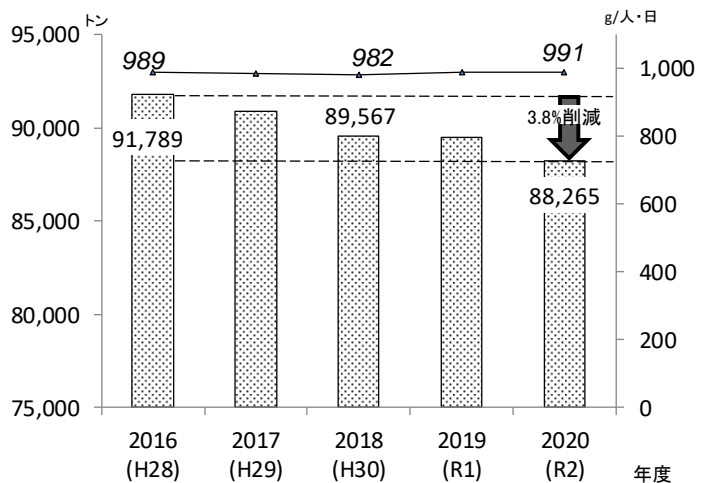


図4 ごみ排出量と1人1日平均排出量の推移

ア 家庭から排出されるごみ

家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）については、2005（平成17）年1月に2段階ごみ有料化制度\*を開始し、これにより2004（平成16）年度には1人1日平均排出量が731gであったものが、2014（平成26）年度には522gにまで減少しました。2019（令和元）年度からやや増加に転じていますが、近年は概ね横ばいで推移しています。

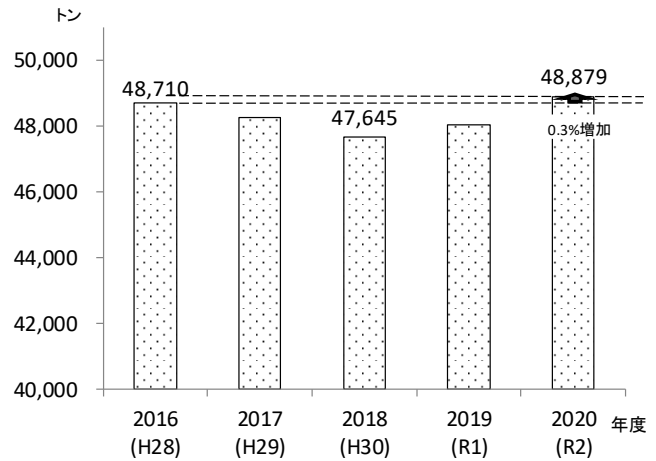


図5 家庭系ごみの推移

\*2段階ごみ有料化制度…市民一人あたり年間一定量まではごみ処理手数料を無料とし、それを超えた量について手数料がかかる制度。

イ 事業所から排出されるごみ

事業所から排出されるごみ（以下「事業系ごみ」という。）は、2006（平成18）年度にピークに達しました。その後は減少に転じたものの、市の処理施設に持ち込まれるごみの約半分を占めています。近年は微減傾向が続いていましたが、2020（令和2）年度は、2016（平成28）年度比で約8.6%も減少しました。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響が大きかったものと思われま

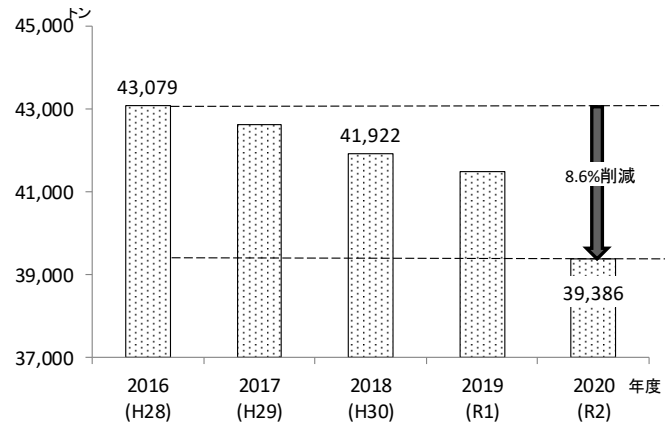


図6 事業系ごみの推移

ウ 最終処分量

最終処分場の延命化を図るため2008（平成20）年8月から西部クリーンセンターで開始した焼却灰溶融処理は東日本大震災以降の電気料金等の高騰により処理費用が負担となる事から全国的な動向を勘案し、平成30年度末で施設を廃止し、現在、焼却灰は民間の工場においてセメント原料化により再資源化を行っています。

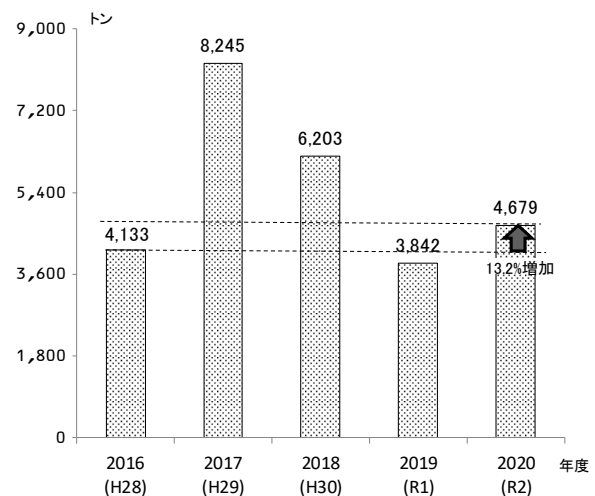


図7 最終処分量の推移

最終処分場は、2034（令和16）年度までの量が確保される見込みです。

エ 収集された資源物のリサイクル

資源物として集められた12品目（小型家電含む。）は、次の図に示す経路で適正にリサイクルされます。焼却灰はセメントの原料として引き取られています。

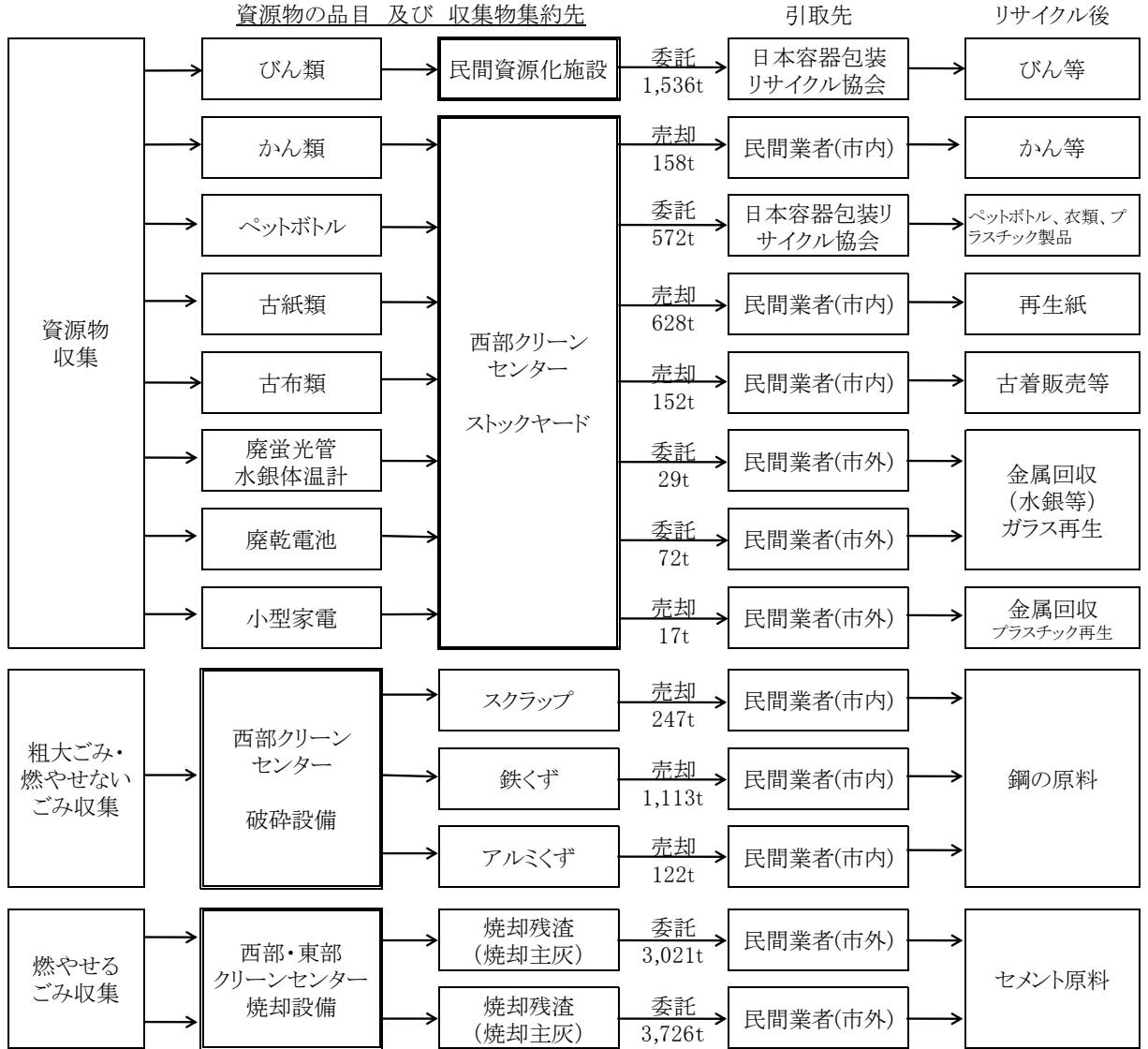


図8 資源物のリサイクルルート

※各種引取量は、2020(令和2)年度実績。資源集団回収を除く。

近年、資源集団回収で集められる資源物の量は減少傾向ですが、民間リサイクル量\*の増加などによりリサイクル率は上昇しています。（本市では民間リサイクル量も合わせリサイクル率を算出しています。）

\*民間リサイクル量…市施設に搬入されることなく、直接民間資源化施設で資源化される量

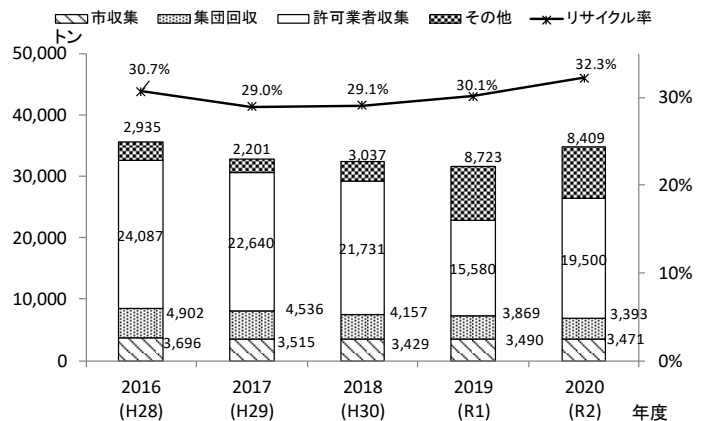


図9 資源化量とリサイクル率の推移



## オ 処理施設の運営

収集したごみは、西部クリーンセンター、東部クリーンセンターの2施設で法令に定める処理施設の維持管理の技術上の基準を遵守し、適正に処理しています。宇久地区においては、市町合併前の分別区分等制度を継続していましたが、2020（令和2）年4月から制度を本土地区と統一し、本土での処理を行っています。

また、施設の運用に関しては、効率的な人員及び設備の配置に努めています。

西部クリーンセンターについては2020（令和2年）に新施設に建て替わり、東部クリーンセンターについては長寿命化計画に基づき、2018（平成30年）までに基幹的設備の改良を実施しています。

## 4 ごみ処理におけるこれまでの成果と課題

### ア 事業系ごみの減量化

事業活動によって排出されるごみは、経済状況を反映する一面を持っています。また、観光振興を柱の一つとする本市では、宿泊施設や飲食店も多くあります。

一方、市の処理施設に搬入される事業系ごみの中には、本来持ち込めない物や資源化できる物が混入している例も見受けられ、各排出事業所に十分な理解が得られていない側面がうかがえることが課題となっていました。

このため、引き続き事業者や収集運搬業者へ適正な分別と処理方法の周知や個別指導、クリーンセンターにおける定期的な展開検査などにより、事業系ごみの減量化を図りました。

また、事業系ごみは、紙類の比率が高いことから、2012（平成24）年度において古紙回収モデル事業を実施し、事業系古紙の民間リサイクルルートを構築しました。

これらの取り組みもあり、事業系ごみは2020（令和2）年度には2010（平成22）年度比で約19%減量することができました。

それでもなお、同規模自治体と比較すると、排出量は未だ多く、前述のように都市としての産業構造、経済状況や事業活動の動向にも影響される一面があるため、ごみの組成との関連など総合的な調査・分析を行ったうえで、より効果的な取組について検討します。

### イ 資源化率の維持

直近5年間において、本市の資源物収集量のごみ総量に占める割合はおおむね横ばいですが、近年、飲料水や調味料等のガラスびんからペットボトルへの変更や、包装材の簡易化・軽量化が進んでおり、これらの資源物の重量の減少が全国的な傾向として見られます。

さらに資源集団回収量も減少していく見込みであり、資源化量やリサイクル率を現状で維持するためには、現在は燃やせるごみなどとして排出されている雑紙の資源化を推進していくなど、さらなるリサイクルの啓発が必要です。また、現在本市では実施していないプラスチック廃棄物の分別収集について、将来に向けた実施への研究・検討を進めます。

## ウ 処理施設の整備

西部クリーンセンター新施設は、2020（令和2）年度に供用開始しました。また、東部クリーンセンターは、4年間の基幹的設備の改良を終え、長寿命化しました。今後も状況を判断しながら計画的に施設の基幹的設備の改良を検討します。

最終処分場についても拡張計画を検討していく必要があります。

## エ 小型家電の分別収集と適正なりチウムイオン電池（二次電池）の排出

2013（平成25）年の小型家電リサイクル法の施行を受け、2014（平成26）年度から試行的に小型家電のイベント回収を開始、2019（令和元）年度からはステーション回収を開始し、小型家電リサイクルを促進しました。

小型家電やモバイルバッテリー等に使用されているリチウムイオン電池（二次電池）については、破損・変形による発熱・発火の危険性が高いため市の処理施設では受け入れておらず、回収協力店（家電販売店等）への持ち込みを市民にお願いしていますが、流通量の増加に伴い、市施設に入り込む量が増えています。電池が取り外せるものは取り外したうえでの排出など、市民への適正な排出の周知に努める必要があります。

## オ 食品ロスの削減

本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」が近年社会問題となっています。国民一人の一日当たりの食品ロスは、茶碗1杯分のご飯の量に相当すると言われています。長崎県が行った調査によれば、食品廃棄物が一般廃棄物に占める割合は44.8%に上っています。食品ロスの削減のためには、引き続き、食品関連事業者、飲食店や宿泊施設、小売店、家庭などが、それぞれ排出抑制や資源化に努める必要があります。

## カ 災害廃棄物処理に対する即応体制の構築

東日本大震災や熊本地震を教訓に、災害への備えとして災害廃棄物処理計画に基づく迅速な対応が求められており、本市においても2020（令和2）年3月に「佐世保市災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後想定される地震・水害等の災害に対して、処理施設等の被害を軽減するための災害予防、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、円滑な災害廃棄物の処理を推進するための復旧・復興対策など、平時から対策を講じておく必要があります。

## 5 計画の基本的な考え方

### (1) 計画のテーマ

私たち佐世保市民は、豊かな自然の恩恵を受けて育ち、暮らしています。同時に、この環境を守り、次世代へ引き継ぐ責任も合わせ持っています。また、私たちの暮らしのもとである風土は、そこを訪れる人たちにとって大きな魅力にもなります。

市民一人ひとりが不法投棄等のごみ問題をはじめ、自然保護や地球温暖化等の様々な環境問題に対する認識を深め、将来にわたって持続的に安心して暮らしていけるよう、具体的な行動を積極的に起こしていく必要があります。

### (2) 基本方針

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、だれもが積極的に「ごみになるものを断る（**R**efuse:リフューズ）、ごみになるものを減らす（**R**educe:リデュース）、ものをそのまま再使用する（**R**euse:リユース）、原材料に戻して再生利用する（**R**ecycle:リサイクル）」という「4R」に取り組み、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指して、次の基本方針に沿って、市民、事業者及び行政のそれぞれが適切な役割分担の下、相互に連携・協働し、様々な施策を展開していきます。

#### ① ごみの排出抑制と減量化の推進

市民だれもが、ごみ処理を通じて改めて今の生活様式を見直し、地球温暖化対策も含めた環境への負荷を抑えるための理解と実践が得られるよう、環境負荷に配慮した消費、使用及び廃棄について意識を高めるための実効性のある仕組みづくりを推進します。（リフューズ、リデュースの推進）

#### ② 適正な循環利用と処理の推進

排出抑制を推進しつつも発生するごみをゼロとすることは非常に困難です。そのため、排出されるごみは、適切な分別、資源として再使用・再生利用、焼却する際のエネルギー回収等を行うことにより、可能な限り循環利用に努めるとともに、適正な処理を行います。（リユース、リサイクルの推進）

#### ③ 総合的なごみ処理システムの点検・評価

将来においても安定してごみの適正処理が行えるよう、収集・運搬・処分の一連のごみ処理過程において、効果や公平性、コスト等の様々な視点から、更なる効率化と施設の長寿命化に向けた点検・評価を行います。

### (3) 各主体の責務及び役割

#### ア 市民の責務及び役割

- ① ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量に努めます。

- ② 商品を選択するときは、その商品の内容や包装、容器等をよく見定め、ごみの減量と環境保全に配慮した商品を積極的に選択します。
- ③ 再使用及び再生利用が可能となるよう分別を行うとともに、資源集団回収等のリサイクル活動に参加、協力するなど、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。
- ④ ごみを排出するときは、排出基準に従い、分別して排出します。
- ⑤ そのほか、ごみの減量と適正処理の確保に関する市の施策に協力します。

#### イ 事業者の責務及び役割

- ① 事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理しなければなりません。
- ② ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量に努めます。
- ③ 再使用及び再生利用が可能となるよう分別を行うとともに、資源集団回収等のリサイクル活動に参加、協力するなど、ごみの減量と資源の有効活用に努めます。
- ④ ごみを排出するときは、排出基準に従い、分別して排出します。なお、事業に伴うごみは、ごみステーションには排出できません。
- ⑤ 多量排出事業者（店舗面積が 500m<sup>2</sup> 以上の小売店や 3,000m<sup>2</sup> 以上の延べ床面積を有する事業所）は、毎年、前年度の事業系一般廃棄物処理実績報告書と当該年度の一般廃棄物減量計画書を市に提出しなければなりません。

#### ウ 市の責務及び役割

- ① 市は、あらゆる施策を通じて、ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量を推進するとともに、ごみの適正な処理を図ります。
- ② ごみ処理の事業実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その効率的な運営に努めます。
- ③ 市民及び事業者に対し、ごみの減量及び適正な処理に関する意識啓発を図ります。
- ④ ごみの減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めます。

## 第2章 計画の指標及び目標値

### 1 ごみ処理の見込量

2011(平成23)年度からの9年間分の実績の傾向や人口減少等の社会情勢を踏まえ、次のように見込量を予測しました。(人口は10年間の傾向。ごみ処理についてはコロナ感染症流行に伴う影響を勘案し令和2年度は予測から除いている。)

	2010(平成22)年度 実績	2020(令和2)年度 実績	2031(令和13)年度 予測
人口	262,998	243,997	220,079
ごみ排出量(t)	98,923	88,265	79,258
ごみ焼却量(t)	85,921	78,467	74,748
総資源化量(t)	30,249	34,773	27,390
最終処分量(t)	4,026	4,679	4,586

ごみ排出量：収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋資源集団回収量

総資源化量：資源物収集量＋施設資源化量＋資源集団回収量＋民間リサイクル量

### 2 計画目標

#### (1) 目標設定の考え方

家庭系ごみについては、これまでの取組により、十分な減量化が達成できました。これは、市民一人ひとりの環境意識の高まりによる努力の成果と言え、今後も継続的な排出抑制効果が期待できます。

一方で、事業系ごみについては、一定の減量化は図られたものの、類似団体と比較しても多いという実態があるため、引き続き排出抑制や資源化に取り組む必要があります。

このようなことから、引き続きリサイクルやごみ減量化、処理施設での適正処理の進捗を図る指標が必要です。

また、第1章で述べたとおり、全国的な傾向として、企業努力による技術革新によってもたらされるガラスびんからペットボトルへの移行、缶・ペットボトル等の軽量化あるいは包装の簡素化(軽量化)などにより、資源物の重量が減少するものと考えられ、リサイクル率は低下の傾向をたどるものと予想されます。その中であっても紙のさらなる分別化などを行い資源化率の維持を図りたいと考えます。

## (2) 指標及び目標値

前述の考え方を踏まえ、指標及び目標値は令和2年度実績値を基準として次のとおりとします。

指標名	目標	2020(令和2)年度 実績値	2031(令和13)年度 目標値
① 最終処分量(トン)	現状維持	4,679t	4,600t以下
② リサイクル率(%)	現状維持	32.3%	32%以上
③ 1人1日平均排出量 (g/人日)	964g未満	991g	964g未満

- ① 前計画で指標とした「ごみ焼却量」は、処理施設の能力や運営の状況を反映する指標であり、温室効果ガスの排出にも関係するものでした。しかし、同指標では「燃やせないごみ」「粗大ごみ」のうち破碎・焼却が困難なごみの占める割合の変化や、焼却に伴い発生し、現状では主灰(燃えがら)に比べリサイクルが難しい飛灰(ばいじん)の量など、最終処分(埋立)しなければならない量の推移を把握することはできません。そこで、減容化や資源化が適正に行われているかを測る指標として「最終処分量」を採用します。「最終処分量」は、処理施設の能力や運営を反映する指標であると同時に、最終処分場の残余年数を測る指標でもあります。「最終処分量」は計画期間中において、年あたり4,600t以下を維持することを目標とします。
- ② 「リサイクル率」は、市の処理施設や市内の民間資源化施設で資源化される量のごみ総量に占める割合を示したものです。分別の徹底、などで資源化を推進することにより、32%以上を維持します。
- ③ 「1人1日平均排出量」は、市の処理施設で処理するごみの量を市の人口で割ったもので、直接的なごみ減量化を示す指標です(ごみ排出量÷人口÷年間日数)。事業系ごみの調査・分析を進めながら、食品ロスなどのこれまでの取組を継続し、また、家庭系ごみも厨芥類の水切りなど、「ごみ減量の取組を推進することにより、964g未満を目指します。

## 参考

「事業系ごみ搬入量」については、現時点において目標値は設定しませんが、ごみ減量化における課題項目であるため、今後も経過を把握していくこととします。

また、「事業系ごみ」については、これまでの減量化の取組を継続しながら、令和3年度の事業系の組成分析などの調査・研究を踏まえ、その縮減に向けた対策を検討していきます。

## 第3章 排出抑制

### 1 排出抑制の考え方

ごみの排出は、佐世保市民の生活や経済活動の質と量を表す目安の一つです。ごみになりにくい商品を提供しているか、消費者は積極的にそれを選び、物を長持ちさせているか、使い終わってもリサイクルできる物を見極めているか、きちんと分別しているか、ルールを守ってごみを出しているかといった生活習慣や事業活動そのものを反映していると言えます。

ごみの減量化は、その処理にかかるエネルギーを減らし、豊かな自然や快適な生活環境を守ることに繋がっています。そのため、物を買う時や使う時にそれを使い終わったらどうなるかにまで想像をめぐらせる意識が必要になります。

市民一人ひとりの日常の中に常にこのような意識が浸透するよう、様々な施策を実施していきます。

### 2 排出抑制の施策

ごみの排出抑制に向けて、次のことに取り組みます。

#### (1) 資源物の分別排出の徹底

分別について分かりやすく記載した「ごみ収集カレンダー・分別表」の配布やホームページ等インターネットを使った情報提供を充実させ、また、各地域で分別説明会を開催するなど分別排出の啓発に努めます。教育機関などから留学生向け説明会開催の要請があった場合も実施します。

また、資源物回収の大切なシステムである資源集団回収については、近年担い手や回収量が減少しており、自治会や町内会、子供会等に対する報奨金を交付する制度の周知と利用の促進に努めます。それと同時に回収業者に対する補助金等の維持についても検討しながら、資源集団回収の安定的な持続を図りたいと考えます。

#### (2) 家庭系ごみの2段階有料化制度の検討

2005(平成17)年から導入した有料化制度は、2009(平成21)年に一部見直しを行いました。制度実施によりごみの分別を促進し、家庭から排出されるごみの量の削減につながっています。

現行制度開始から10年を経過していることから、今後も利用しやすい制度とするため、より良い運営方法の検討を続けていきます。

#### (3) 事業系ごみ対策

事業所に対しては、収集運搬許可業者を含め、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法についての周知徹底と指導を図ります。事業者への指導にあたっては、業種別・地域別などの効率的かつ効果的な手法を検討し、きめ細やかな指導に努めます。

クリーンセンターでは、定期的に持ち込まれたごみの展開検査を行い、分別が不十分であったり、産業廃棄物などの持ち込めないごみがあった場合は、受入れ拒否や、排出した事業所や運搬を行った許可業者への個別訪問指導を行います。展開検査は、時期や体制など効果的な実施に努め、違反者に対しては厳しく対処します。

事業所の機密性の高い文書については、その多くが焼却されリサイクルされていないことから、これまでの市の機密文書のリサイクルの検討結果により、費用対効果などを含め市役所全体で事業化できるかの検証をします。

多量排出事業者に対しては、毎年、ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出を受けるとともに、排出状況の監視及び減量努力についての啓発・指導を行います。

事業系ごみ対策については、同規模自治体と比較して、排出量が依然多い状況ですが、その原因についての検証が必要であり、令和3年度の組成調査など、実態を把握・分析し、削減のための方策を調査・研究します。

#### (4) 環境教育・環境学習の推進

ごみ問題は、市民生活と密接にかかわることであり、一番身近な環境問題の一つです。市民一人ひとりの自発的なごみの排出抑制と適正処理につながるよう、市民の協力を得ながら解決を図ることが必要です。

そのため、ごみ減量アドバイザーの派遣、クリーン推進委員との連携、町内会、教育現場等での説明会の開催など、学校や地域と連携し、普及・啓発活動に取り組みます。

#### (5) 食品ロスの削減

食べられる状態で捨てられる食品、いわゆる食品ロスと考えられる量は、2018(平成30)年度の国の推計では年間600万トン、そのうちおよそ半分が家庭から出されているとされています。また、飲食店等から排出される事業系ごみは、厨芥類が多くを占めています。

本市の産業構造に鑑み、食品関係のごみ縮減が効果的な事業系ごみ縮減策のひとつとも考えられ、食品ロス削減のための広報・啓発の取組を行っています。

本市によるフードドライブ\*の常設を継続し、取組を広く周知し、市民の食品ロス削減のための身近なツールとします。

一方で民間レベルにおいても、同種の活動が広がることで、更なる食品の無駄を防ぎ、排出量の削減に繋がることから、民間の取組みも活用していきます。

また、今後情報収集に努め、国や県と連携・協力しながら、3010運動\*の普及啓発をはじめ、家庭、飲食店や宿泊施設等の事業所への啓発・広報等の対応を検討します。

\*フードドライブ…各家庭等で食べきれず残っている手つかず食品などを持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンク\*等に寄付する活動。



- \*フードバンク…主に事業者や農家から、十分食べられるのに様々な理由で処分される食品の寄付を受け、必要とする福祉団体や困窮世帯等に提供する活動。
- \*3010運動…宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。「『乾杯後30分間』は席を立たずに料理を楽しみましょう、『お開き10分前』になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

## 第4章 分別収集

### 1 分別収集の考え方

容器包装リサイクル法等の法令で定められた品目や、その他資源として有用な物については、経済性や効率性、環境への負荷等の多様な要素を総合的に検討した上で、可能な限り分別収集を実施するものとし、定期的に点検・評価を行います。

なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月施行）において、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設が予定されており、現時点において、家庭系ごみの減量化が十分図られている状況下では、現行の分別区分を継続することを原則としますが、今後、プラスチックをめぐる動向には注視する必要があります。本市での分別収集に向けた研究・検討も進めていきます。

また、レアメタル類の回収を主な目的とした小型家電リサイクル法（2013（平成25）年施行）に対し、本市では「燃やせないごみ」として収集した小型家電類を、破碎・焼却し、焼却灰の熔融処理によりメタル類回収を行うという方針をとりつつ、民間処理業者への売却等によるリサイクルの手法を検証するため、年2回程度の小型家電臨時回収を行ってきました。その後、灰熔融処理施設を廃止したことに伴い、2019年（令和元）年度から「燃やせないごみ」とは分別し「資源物」としてのごみステーションでの収集を開始しています（市が指定する10品目に限る）。

## 2 分別して排出するごみの種類と分別区分

市が収集するごみの区分については4種15分別とします。市の処理施設へ持ち込む場合も同様です。

＜市内全域＞

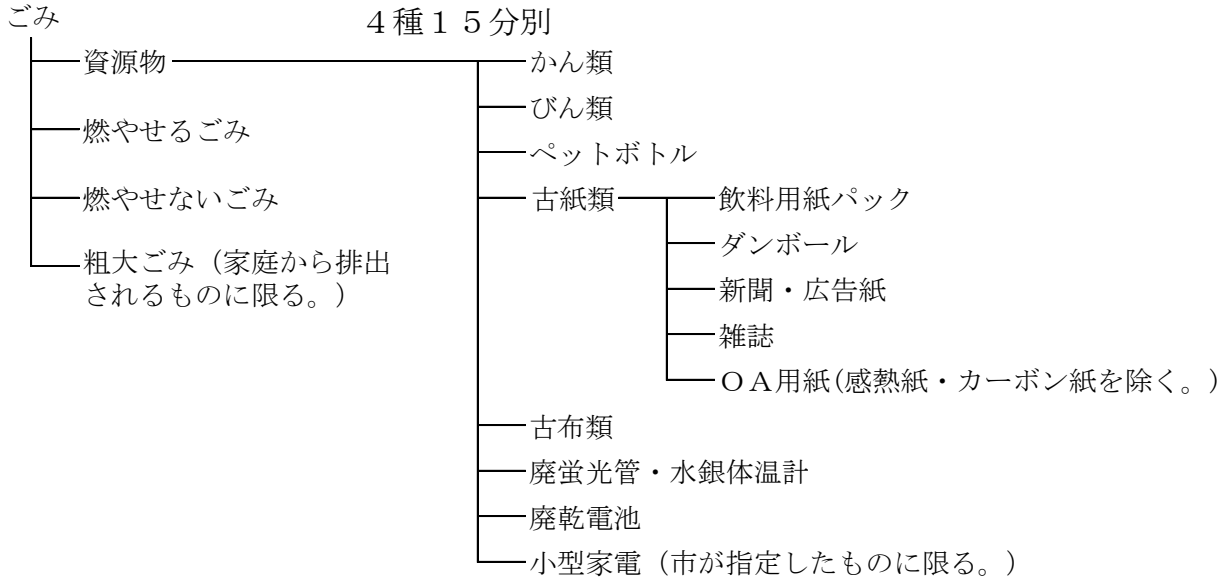


図10 分別の区分

## 3 市が処理しないごみ

### （1）市が収集及び処分しないごみ（処理除外物）

次に挙げる物は、市が行うごみ処理の対象としません。

- ① 有害性のある物
- ② 危険性のある物
- ③ 引火性のある物
- ④ 著しく悪臭を発する物
- ⑤ 特別管理一般廃棄物
- ⑥ 特定家庭用機器廃棄物（家電5品目）
- ⑦ その他法令、条例及び規則で定める物

### （2）市が収集しないごみ

以下の物（処理除外物を除く。）については市は収集しませんが、排出者が自ら運搬するか、収集運搬許可業者へ委託することでクリーンセンターへの搬入が可能です。

- ① 引越し等により発生した臨時的大量なごみ
- ② 事業系一般廃棄物（ただし、黒島町、高島町及び宇久町の事業系ごみは、臨時的大量なごみを除いて収集する）
- ③ 60kgを超えるごみ
- ④ アパート・マンション等に居住する一般家庭から排出されるごみのうち、市の指定を受けていないごみ集積所に排出されるごみ又は「佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第20条の2第1項及び第22条第3項の規定によらずに市が指定したごみステーションに排出されるごみ

## 第5章 ごみの適正処理

## 1 収集運搬計画

収集運搬の方法は次のとおりとします。

表1 ごみの収集運搬方法

区分	種類	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	毎週2回	・指定ごみ袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入
	燃やせないごみ	毎月1回	※一部無料対象ごみは透明・半透明袋可 ※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	資源物	毎月2回 毎月1回(黒島、高島、宇久)	・透明又は半透明袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入 ※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	粗大ごみ	随時	・戸別有料収集 ・排出者による自己搬入 ※粗大ごみ受付センター(宇久地区においては宇久ストックヤード)で対応不可能な場合については、排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集
	事業系ごみ (産業廃棄物を除く)	許可業者との契約による	・排出者による自己搬入 ・排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による戸別収集 ※黒島・高島地区・宇久地区では家庭系ごみと同じ指定ごみ袋によるステーション方式(ただし、臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者による収集)

## (1) 市の収集運搬の体制

ごみの収集運搬は、市民生活に密接に関係する重要な市民サービスであるため、引き続き安定的で確実な業務の履行に努めます。

市の収集運搬体制については、現在、市直営と民間委託の2形態で収集運搬を行っています。今後も民間活力の継続的利用を含め、上述のごみの収集運

搬方法等を勘案しながら、人口やごみの増減に見合った収集運搬とするなど、より効率的な体制の構築を検討、整備していくものとします。

なお、民間活力の利用に当たっては、法令で定める委託の基準を遵守し、安定的で確実な業務に資する受託者の財政的基礎、実績、規模等に係る要件を考慮しつつ、総合的に判断することとします。

## (2) 市が収集しないごみの処理方法

市が収集しないごみについては、次のとおり排出者の責任において適正に処理することとなります。

### ア 特定家庭用機器廃棄物（家電5品目）

#### 【対象】

エアコン（室外機含む）、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

#### 【方法】 次のいずれかの方法で処理します。

- ・ 排出者が購入する又は購入した販売業者へ引き取りを依頼する。
  - ・ 排出者自らメーカー指定引き取り場所へ搬入する。
  - ・ 収集運搬許可業者に指定引き取り場所への収集運搬を委託する。
- ※家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なる）が必要。

### イ パソコン類

#### 【対象】

デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRT ディスプレイ一体型パソコン及び標準添付品（マウス、スピーカー、ケーブル等）

#### 【方法】 次のいずれかの方法で処理します。

- ・ 製造業者又は輸入販売業者に回収を申し込む。
  - ・ 回収メーカーがない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。
- ※パソコンリサイクルマークがない場合はリサイクル料金が必要。

### ウ 上記以外の処理除外物

工事作業等を依頼した業者若しくは購入した販売店に引き取りを依頼するか、又は専門業者に相談する。

### エ 臨時的大量なごみ等

排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、又は収集運搬許可業者に委託する。

## (3) ごみステーションの整備及び適正排出の指導

町内自治会等のごみステーション整備に対しては、引き続き補助金による助成を行います。また、適宜、各地域で分別説明会を開催するとともに、市民と行政のパイプ役であるクリーン推進委員と連携し、ごみの減量や正しいごみの出し方等について指導・啓発を行います。

市は、指定袋以外や分別せずに排出されるごみに対して、排出者の特定に努め、個別指導も行います。

また、留学生や米軍関係者向けに、「ごみ収集カレンダー・分別表」の多言

語化や啓発等を行い、適切に分別されるよう取り組みます。アジア諸国の住民が増加しており、日本語、英語、中国語、韓国語の4ヵ国語の対応、これに加えてベトナム語についても令和4年度から対応します。

#### (4) ごみステーションへの排出困難者の対策

---

超高齢化社会の進展により、高齢者だけで構成する世帯や一人暮らしがますます増えることが見込まれます。それに伴い、自力でごみを出すことが難しくなる高齢世帯の割合も増えることが予想されます。その中で、地域のみや行政のみの取組では限界があり、地域と行政が対等なパートナーとしてそれぞれの役割と責任を自覚した協働によるまちづくりが重要となってきます。

ごみ出しは、日常生活において欠かすことのできないことの一つであり、ごみの排出が困難な世帯への対策については、市民の意見等を聴取しつつ、福祉施策及びコミュニティ施策などとの整合を図りながら、総合的な判断の下、利用しやすいごみ排出の仕組みづくりについて調査・検討を行います。

## 2 中間処理計画

### (1) 中間処理施設の概要

	施設名	所在地	処理方式	処理能力
焼却施設	西部クリーンセンター	下本山町2番地1	連続燃焼炉	55t/24h×2基
	東部クリーンセンター	大塔町1036番地1	連続燃焼炉	100t/24h×2基
破碎施設	西部クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設(破碎選別施設)	下本山町2番地1	縦型切断式、二軸回転式及び堅型破碎式	14t/5h

### (2) ごみの適正処理

焼却施設では水質や大気的安全基準等法令で定められた技術上の基準を遵守し、適切な運転及び維持管理に努めるとともに、維持管理に関する情報は定期的に市のホームページ等で公表します。

### (3) 運転効率の最適化

エネルギー使用量や温室効果ガス発生量は、市の行政事務の中でごみ処理施設からのものが大半を占めています。省エネルギーや地球温暖化対策を進める上でも焼却するごみの量を減らすことはもとより、施設の効率的な運転を図ることも必要です。

そのため、エネルギー消費の効率化を図る視点から、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)に基づく中長期計画により、環境マネジメントシステムをはじめとした取組を推進していきます。

## 3 宇久地区のごみの一時保管

### (1) 保管施設

	施設名	所在地	保管面積
積替保管施設	宇久ストックヤード	宇久町平5272番4外	161.15 m <sup>2</sup>

宇久地区においては、2020(令和2)年4月から制度統一し、本土での処理を始めています。2020(令和2)年4月からは島内で収集したごみや、住民等が持ち込むごみを受け入れて一時保管し、本土へ航送するために積み替える積替保管施設を設置しています。

## 4 再生利用計画

## (1) 資源化施設の概要

施設名	西部クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設 (缶類選別圧縮施設・ペットボトル圧縮梱包施設)		
所在地	下本山町2番地1		
資源化対象物	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類、飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌、OA用紙、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池、小型家電10品目		
型式	缶類選別圧縮施設	ペットボトル圧縮梱包施設	ストックヤード
処理能力	スチール缶・アルミ缶 1t/5h	ペットボトル 2t/5h	414m <sup>2</sup>

施設名	株式会社縣北衛生社 宮リサイクルプラント
所在地	宮津町646番地
資源化対象物	びん類(無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他ガラス容器)
処理能力	40t/日

※宮リサイクルプラントでは、東彼地区(川棚町、波佐見町、東彼杵町)の容器包装廃棄物の中間処理も行っている。

## (2) 循環利用に適した処理

資源化施設については、設備の安定的な稼働を図りつつ、リサイクルに適した品質の向上に努めます。

市外で処理される「廃蛍光管・水銀体温計・廃乾電池」の3品目については、法令に基づきそれぞれの処理施設のある市町村へ通知するとともに、委託している処理の実施状況を年一回確認します。

## (3) リユースの推進

「物を長く使う」という意識が浸透し、市内でも家具や衣類の中古品販売店が増えています。このように不用となっても「ごみとして排出しない」という更なる意識の啓発に取り組みます。

また、民間のリユースショップなどとも連携を進めていくなど、積極的に民間ツールの活用も図っていきます。

## (4) ごみ発電

ごみ発電については、東部クリーンセンター(発電能力2,085kW)、及び2020(令和2)年度に供用が開始された西部クリーンセンター(発電能力2,420kW)



において、ごみ発電の導入及び熱エネルギーの有効活用を図り、循環型社会の形成に向けた取組を行っています。

#### (5) 家電等のリサイクル推進

---

家電リサイクル法で規定する5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、同法に基づき適正な排出、引き取り、リサイクルが行われているか監視するとともに、必要に応じて指導及び啓発を行います。

自動車については、自動車リサイクル法に基づいて、パソコンは資源有効活用推進法に基づいた適正な処理を推進します。

二輪車についてもメーカー等の自主リサイクルの手順に基づいた適正な処理を推進します。

これら有料で処理される物は、不法投棄されやすいこともあるため、その防止の観点からもこれまでの取組を継続していきます。

#### (6) 焼却灰のセメント原料化によるリサイクル

---

2019（令和元）年度から、焼却灰については、民間セメント工場への処理委託を行っています。焼却灰は民間のセメント工場においてセメントの原料へリサイクルされます。

これにより焼却灰のリサイクルを推進するとともに、引き続き最終処分場の延命化を図ります。

#### (7) 小型家電のリサイクル推進と二次電池の適正な排出の周知

---

2019（令和元）年度から、ステーション方式により資源物として分別収集を開始しました。

また、小型家電に多く用いられているリチウムイオン電池については、本市では回収できないこととしており、誤って排出されることによって火災などの事故にならないよう、家電量販店への持ち込み及び電池を外してからの排出をお願いするなど、市民へのさらなる適正排出の周知に努めます。

#### (8) 他市町からのごみの持込み

---

他市町からのごみの持込みは原則として認めないこととします。

宮リサイクルプラントでは、容器包装リサイクル法の特定分別基準適合物の保管施設として指定されており、東彼地区の容器包装廃棄物の中間処理も行っていますが、これは、東彼地区保健福祉組合が法令に基づく通知をした上で、この施設に処理を委託したものです。

## 5 最終処分計画

### (1) 最終処分場の概要

施設名	所在地	敷地面積	埋立容量	残余容量
佐世保市一般廃棄物最終処分場	下本山町2番7外	24,000 m <sup>2</sup>	275,000 m <sup>3</sup>	69,437m <sup>3</sup>
宇久一般廃棄物最終処分場	宇久町平5262番地外	21,000 m <sup>2</sup>	9,000 m <sup>3</sup>	5,983m <sup>3</sup>

佐世保市一般廃棄物最終処分場（西部クリーンセンター内）は灰溶融処理を終えたのち2019（令和元）年4月からの焼却灰のセメント原料化により、2021（令和3）年3月末現在でおよそ14年分の残余容量を確保しています。宇久一般廃棄物最終処分場も十分な容量を確保しています。

### (2) 今後の方針

今後も、ごみの排出抑制と減量化に取り組むとともに、中間処理後の焼却灰の減容化や再生利用により、残余容量を確保し、最終処分場の延命化を図ります。

また、残余容量を見極めながら、最終処分場の拡張計画を検討していきます。

施設運営に当たっては、引き続き、悪臭やごみの飛散又は浸出水等、周辺環境への影響がないように適切に管理を行います。

## 第6章 ごみ処理施設の整備

### 1 処理施設の種類ごとの整備

現在、佐世保市が保有するごみ処理施設の整備状況は以下のとおりです。

#### (1) 焼却施設

##### ア 西部クリーンセンター

西部クリーンセンターは、高効率ごみ発電施設として、2020（令和2）年4月に新施設の供用を開始しました。

##### イ 東部クリーンセンター

2001（平成13）年に建設された東部クリーンセンターについては、施設の長寿命化計画のもと、2018（平成30）年度までに基幹的設備の改良事業を実施しました。

#### (2) 保管施設

##### 宇久ストックヤード

宇久地区のごみについては、2020（令和2）年度から西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターでの処理を開始しました。そのため、島内で収集したごみを本土移送まで一時的に保管したり、住民等がごみを持ち込むためのストックヤードを設置しました。

#### (3) 破碎施設（西部クリーンセンター内）

破碎施設についても、焼却施設と同様に、マテリアルリサイクル推進施設として、2020（令和2）年4月に新施設での供用を開始しました。

#### (4) 資源化施設（西部クリーンセンター内）

資源化施設についても、焼却施設と同様に、マテリアルリサイクル推進施設として、2020（令和2）年4月に新施設での供用を開始しました。

#### (5) 最終処分場関係施設

今後の残余容量を見極めながら、適切な規模の拡張計画を検討していきます。

## 第7章 その他ごみ処理に関する必要な事項

### 1 佐世保市環境政策審議会による進捗管理

佐世保市環境基本条例第20条の規定により設置される佐世保市環境政策審議会は、法第5条の7で規定する「廃棄物減量等推進審議会」の役割を持っています。

この審議会では、市の清掃事業の運営のほか、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について審議します。市は、条例に基づく附属機関としての審議会から、本計画の進捗のチェックを受け、必要に応じてごみ処理制度に対する意見や提言を受けるものとします。

### 2 緊急時対策

#### (1) 災害廃棄物対策

地球温暖化が起因とされる気候変動により、全国的に大雨の頻度増加や台風の強大化等による災害が増加するとともに、その被害も大規模化しています。東日本大震災や熊本地震などの大規模地震においても、甚大な被害により、がれきや木くずなど、膨大な災害廃棄物が発生しています。

大規模災害発生時には、市民の健康や衛生への配慮、安全の確保、被災地の速やかな復旧・復興のために、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められます。

今後想定される大規模災害に備え、2020（令和2）年3月に策定した「佐世保市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から対策を講じておく必要があります。

#### (2) 海岸漂着物対策

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる生態系を含めた環境・景観の悪化が深刻化しており、漁業への被害も発生しています。

そのような中、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が2009（平成21）年7月に施行されました。この法律に基づき、長崎県は2010（平成22）年10月に「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、2021（令和3）年3月に近年の現状を受け、計画改定を行っています。

本市では、県の計画の中で「重点区域」として指定されている海岸（佐世保港内を除くほぼすべての海岸）において、県の計画に沿って、市民、事業者、民間団体等と互いに連携・協力し、それぞれの役割分担の下、海岸漂着物対策を継続的に実施していきます。

### 3 不適正処理及び不法投棄対策

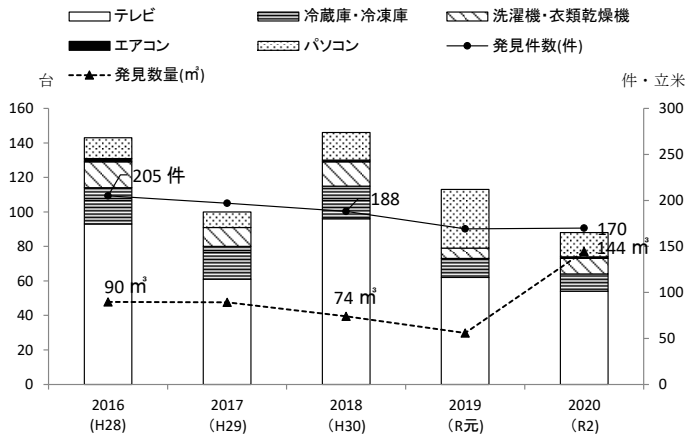


図 11 不法投棄の推移

不法投棄は、その撲滅が困難であることに加え、周辺環境や市民生活への影響が懸念されることから、監視カメラの増設のほかパトロールや地域、民間企業等との連携強化を図りながら、引き続き不法投棄抑制に向けた指導・監視を行っていきます。また、不適正処理対策として、広報誌等を通じルールの遵守やモラル向上のための啓発を行っていきます。

ごみの不法投棄は、主に山間部で発生しており、市が発見した発生件数は図に示すとおりです。2019(令和元)年度まではほぼ横ばいとなっていましたが、2020(令和2)年度は発見数量が増えています。

不法に投棄された廃棄物を発見した場合は、投棄者を特定するための調査を行い、行為者が特定できた場合は撤去指導など厳しい対処を行っています。

### 4 計画に基づく施策の方向性

本計画を着実に推進するため、目標年度までの期間内(2022(令和4)～2031(令和13)年度)に実施すべき施策の方向性は、次のとおりです。

なお、個々の施策は毎年度策定する実施計画に定め、その進捗は環境政策審議会にて審議します。

表2 施策体系

大分類	中分類	小分類	具体的に取り組む主な施策・事業
排出抑制の推進		分別排出の徹底	ごみ収集カレンダー・分別表の配布 ホームページ等インターネットでの情報提供の充実 地域ごとの分別説明会の開催 資源集団回収制度の周知と利用促進と回収業者への補助金等維持の検討
		環境教育・普及啓発	ごみ減量アドバイザーの派遣 クリーン推進委員との連携 啓発イベントの実施・参加
家庭系ごみ対策		2段階有料化制度	より良い運営方法の検討
		利用しやすい排出方法	ごみ排出困難者に対する排出方法の検討
		分別品目の総合的な検討	必要に応じて分別収集の合理性を検証 新たな法制度整備に伴う分別品目追加の検討
		小型家電リサイクル	小型家電の分別収集(市が指定する品目)
		食品ロス	フードドライブの常設と市民への周知
事業系ごみ対策		適正な分別と処理方法の周知	事業者及び収集運搬業者向け広報パンフレットの配布
		展開検査と訪問指導	クリーンセンターにおける定期的な展開検査の実施 不適切な事業者への指導
		機密文書のリサイクル	市の機密文書リサイクルの検討
		多量排出事業者対策	ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出等の啓発・指導
		食品ロス	情報収集及び啓発・広報等の対応の検討 3010運動の普及啓発、フードドライブの常設や民間ソールの活用
		事業系ごみ対策の検討	事業系ごみの実態把握・調査・研究
ごみの適正処理	収集運搬	収集運搬体制の効率化推進	民間活力の継続的利用も含めた効率的な収集運搬体制の構築
		ごみステーションの整備及び適正排出指導	補助金によるごみステーション整備 ごみカレンダーの多言語化や外国人向け啓発
	循環利用	リユースの推進	啓発活動の推進、民間リユースショップとの連携
		家電等のリサイクル	家電5品目、自動車、二輪車、パソコンのルールに則ったリサイクルの推進
		ごみ発電	東部クリーンセンターでの熱回収 西部クリーンセンターでの熱回収
		灰のセメント原料化	灰の民間セメント工場でのセメント原料化
		リチウムイオン電池の適正排出の周知	市民へのリチウムイオン電池(二次電池)の適正排出の周知
	施設整備と維持管理	適切な維持管理と情報の公表	法令に定められた技術上の基準の遵守 維持管理に関する情報の公表
		運転効率の最適化	運転体制や職員の適正配置 省エネルギーのための環境マネジメントシステムの推進
		計画的な施設整備の検討	最終処分場の拡張計画の検討
	緊急時対策	災害廃棄物対策	災害廃棄物処理計画に基づく即応体制の構築
		海岸漂着物対策	海岸清掃の継続実施、各主体との連携
	不法投棄対策		パトロールの強化(警察、海上保安庁、民間企業との連携、民間委託) 監視カメラの増設と常時監視
計画の進捗管理		環境政策審議会での定期的把握・審議 実施計画で施策の見直し	

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

2022年3月策定

佐世保市環境部